

平成30年松本市議会第1回臨時会

市長提案説明

[30.5.16(水) AM10:00]

本日ここに、平成30年松本市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

今臨時会は、去る8日に上條議長から、常任委員の選任等を付議事件とし、招集請求がございましたことから、地方自治法第101条第1項の規定により招集したところでございます。

なお、市長提出案件として、緊急を要し、専決処分いたしました市税条例の一部を改正する条例、並びに国民健康保険税条例の一部を改正する条例の条例改正2件、同じく、専決処分いたしました補正予算1件を報告しておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

さて、市制施行111周年に当たる記念すべき5月1日、議員の皆様を始め、市民芸術館を埋め尽くす多くの市民の皆様にもご参加いただき、ピョンチャン冬季オリンピックにおいて、日本選手団主将として大変な重圧のかかる中、見事、金銀2つのメダルを獲得されました小平奈緒選手に、第1号となる松本市民栄誉賞をお贈りいたしました。

また、授与式に引き続き開催いたしました報告会におきましては、小平選手のこれまでの弛めることのないご努力や思いやり溢れるお人柄を、直接、肌で感じる事ができる絶好の機会となり、とりわけ、会場を埋めた未来を担う子どもたちにとりまして、今後の人生に、貴重な学びの場となったことと思います。

小平選手の今後益々のご活躍をご祈念申しあげますとともに、小平選手のひたむきな生き方に触発され、近い将来、様々な分野で世界に羽ばたく若者が現れることを強く期待しております。

次に、「信州まつもと空港」について申しあげます。

本年2月に運航が決定されました、待望の「松本・札幌丘珠線」の新規路線は、当初、8月8日から21日までの14日間の運航期間とされておりましたが、この度、8月末日まで延長され、24日間になることがFDAから発表されました。

札幌線につきましては、ご承知のとおり、7月から9月までの利用率がとりわけ高く、また、札幌丘珠線の就航は、経済団体など各方面から歓迎する声が多く聞かれておりましたことから、一日でも長く運航していただくよう、私自ら、FDAに対しまして要請していたところでございます。

この度のFDA鈴木会長のご英断と、関係する皆様のご尽力に心から感謝を申しあげる次第でございます。

なお、早速、札幌市や丘珠空港の道内就航路線都市の函館市や釧路市等への、職員による誘客宣伝活動を展開し、来季の就航延長につなげるよう努めてまいります。

また、国際線におきましては、今月から7月にかけて、韓国とロシアの国際チャーター便の運航により、計7往復、6つのツアーが予定されております。

とりわけ、韓国からの3つのツアーは、松本城や市美術館などを巡り、松本市内の宿泊も予定されておりますことから、経済効果も期待されるところでございます。

地元松本市といたしましては、長野県とともに、信州まつもと空港の発展・国際化を一層推進してまいりますので、市議会を始め、関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、去る3月3日から7月22日までの予定で開催され、会期の折返しを迎えました「草間彌生 ALL ABOUT MY LOVE 私の愛のすべて」について申し上げます。

すでにご案内のとおり、本展覧会は、草間氏生誕の地・松本で開催する草間展としては、過去最大の規模により開催いたしております。

また、松本駅前や市内のホテル、並びに、商業施設などに草間作品を展示し、街の通りには水玉フラッグを掲げ、クサマ・アベニューを創出するなど、街全体が草間ワールドに染まっております。

お陰様で、海外からも多くのお客様が訪れ、展覧会の来館者は予想を超え、大型連休中には早くも6万5千人に達したところでございます。

この展覧会の状況は、インスタグラムを中心としたSNSへも広がりを見せ、個性あふれる投稿が世界中を駆け巡り、多くの方を松本へ誘う、好循環が生まれております。

引き続き、草間芸術を始め、偉大な芸術家を生み出した松本の地を一層強力に世界へ発信してまいりますので、市民の皆様におかれましても、この機会に是非ご覧いただきますようお願いして止みません。

さて、皆様ご承知のとおり、本年3月から体調不良により療養中でありました、セイジ・オザワ松本フェスティバル総監督の小澤征爾氏が、本年8月18日から開催される

ＯＭＦのオーケストラを降板されることとなりました。

大変多くの市民を始め、世界中の音楽ファンがマエストロの躍動する指揮によるオーケストラを心待ちにしていただけに、大変残念ではありますが、少しでも早く体力を回復され、８月のＯＭＦには、元気なお姿でお会いできることを心から願っております。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申しあげます。

本日提案申しあげました議案は、緊急を要し、地方自治法第１７９条の規定により、去る３月３１日付けで専決処分いたしました市税条例、及び国民健康保険税条例の条例改正２件、並びに、３月２３日付けで専決処分いたしました平成２９年度一般会計補正予算の合計３件でございます。

条例改正につきましては、地方税法等の改正に伴い所要の改正をするものであり、また、補正予算につきましては、天候不順により年度内の竣工が困難となりました事業１件につきまして、繰越明許とするものでございます。

そのほか、議案以外のものとしたしましては、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告１件を報告いたしております。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申しあげましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申しあげます。

(以上)